

山 貨 災 防 発 第 4 号
令 和 4 年 4 月 2 0 日

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
山形県支部 支部長 熊澤貞二
(公印省略)

**「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件」
の周知について**

労働災害防止の推進につきましては、日頃よりご努力をいただき感謝申し上げます。

標記の事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第 1 号。以下「指針」という。）について、別紙 1 のとおり指針の改正を行われ、令和 4 年 4 月 1 日から適用されております。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、別紙 2 の改正後の指針に基づき、労働者の健康管理が適正に行われるよう、貴事業場の関係者に対する周知方ご協力をお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）により改正された個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「改正個人情報保護法」という。）が、令和 4 年 4 月 1 日より施行されることとなったことを踏まえ、指針の改正が行われました。

2 改正の内容

改正個人情報保護法において、同法第 23 条第 1 項第 1 号が第 27 条第 1 項第 1 号となったことを踏まえ、当該条項を引用している指針において必要な改正が行われたものです。

添付資料： 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」新旧対照表
… 別紙 1

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」 … 別紙 2

本文書および添付資料は、陸災防山形県支部ホームページにアップしています。